

## 広域連携の推進について

○ **地域の実情に応じ、広域連携の推進に効果的な枠組みはどのようなものが考えられるか。**

### <総論>

(主な意見)

- ・ 30年、50年先の人口が数十%減少したときの事業のあり方を考えることが重要であり、都道府県がリーダーシップを取って広域連携の議論をする場合には、長期的視点に立って、各市町村の水道事業者が将来も持続できるのか、不可能ならばどういう形での広域連携が必要なのかを議論することが重要。
- ・ 歳出抑制については、これまでは人員削減で対応してきたが、もはや技術継承も人材育成も不十分な状況になってしまっており、今後は共同化、広域化が重要。
- ・ 統合に際し事業の運営方法を見直すに当たっては、効率化したけど質が下がったということがないように、利用者サービスの維持・向上という観点も取り入れるべき。

## <関係者の役割分担の明確化>

(主な意見)

- ・ 広域連携についての新たな枠組において国・都道府県・市町村・水道事業管理者・国民といった関係者の「権限」と「責任」を明らかにしておく必要がある。
- ・ 都道府県だけでなく、国・市町村(事業体)の役割を明確化したうえで議論すべき。

## <都道府県の重要性>

(主な意見)

- ・ 広域化についての都道府県の役割は重要であり、法的根拠が明確に示された方がよい。
- ・ 水道事業の運営の効率化について都道府県がさらに踏み込んで提案できることが必要ではないか。

## <都道府県の権限>

(主な意見)

- ・ 都道府県が、広域連携の調整役、推進役として権利調整を含めて何ができるかを考える上で、都道府県にどのような権限を付与するかは重要。ただし、通り一遍で県に権限を与えても、なかなか進まない。
- ・ 都道府県が推進役を果たすためには、水道事業者の情報が必要であり、そうした情報を収集する仕組みが必要ではないか。

- 地方分権の観点から、義務付け、枠付けが見直される流れにも配慮すべき。
- 自治法における都道府県の補完性の原則に則り、都道府県の役割や権限の強化を考えていく必要がある。水道は市町村原則になっていること、料金が条例主義になっているなど住民自治となっていることを基本に考えるべき。
- 都道府県には、事業者としての立場と行政としての立場の二面性があり、誰がどのような権限を持っているかという実態を考慮した仕組み作りが必要ではないか。
- 水道事業の基盤強化については、都道府県ごとにさまざまな異なる取組がなされており、地域の特性に応じて、都道府県が柔軟に役割を果たせるような仕組みが適当ではないか。
- 水道事業は、防災や災害対応の視点を含め、技術的要素が非常に高いことから、市町村が主体となるのが基本であり、その上で、協議の場を設けるなど都道府県による積極的関与を法制度上強化・付与することが重要。
- 都道府県が水道事業の統合を勧告するとか、水道事業基盤強化計画を市町村の要請なしで作るといったことが、どのような場合に可能か等を慎重に検討すべき。

## <市町村原則との関係>

(主な意見)

- ・ 持続的経営をしていくには、一定程度の給水人口規模が必要と考えられることから、経営主体は市町村原則から広げる必要がある。市町村経営原則が、広域化に向けた議論を行う上での障害とならないようにする必要がある。
- ・ 市町村経営の原則に加え、ある一定以上の規模を目指しつつ、一部事務組合の設置の推進等について考えていくことが重要。
- ・ 経営状態の良い水道事業者にも広域連携の議論に参加してもらい、脆弱化している事業者を皆で救っていくことが重要。
- ・ 地勢上の不利などの理由から経営状態が悪くなっている事業者や規模の小さな事業者であっても、広域連携に参画していけるようにする仕組みが必要ではないか。

## <水道用水供給事業と末端給水事業の垂直統合>

(主な意見)

- ・ 諸外国の研究成果等から、用水供給事業と末端給水事業の統合には経済的メリットがあることが明らかにされている。
- ・ 垂直統合は、水質管理の点等からも、メリットは大きい。

- ・ 地域の実情もあるので、垂直統合のみを進めるのではなく、実情に合った多様性を認めてもらえる枠組みにしてほしい。

## <都道府県営水道の位置付け>

(主な意見)

- ・ 将来、垂直統合が進んだ結果として、都道府県営・企業団営という形態が、地域の実情に応じて存在しうることも踏まえ、都道府県営・企業団営について、水道法上明確に位置づけてはどうか。
- ・ 現行法において、都道府県は水道事業を経営することができ、一部事務組合の設置も可能であることから、法改正が必要とまでいえるのか。
- ・ 長い歴史のある市町村原則は維持すべきである。広域化、統合への気運が高まった結果として都道府県営の水道ができあがることは考えられるが、経営主体について多様性が認められる制度であるべき。

## ○ 国が定める基本方針・国による支援について

### <基盤強化上の課題の整理>

(主な意見)

- ・ 基盤強化の取組について、国によるべき基準・指標等を設けることが必要ではないか。
- ・ 水道事業者の基盤強化上の課題や支援策を検討する場合には、大規模事業者と中小事業者を一律に論じることは適切でなく、規模別に考えていくべき。

### <財政支援>

(主な意見)

- ・ 広域化に向けて様々な段階にある事業者配慮し、国が財政支援する必要がある。
- ・ 都道府県や広域連携を行う水道事業者が定める計画の内容に対して財政支援が受けられる仕組みが必要ではないか。
- ・ 広域連携が進まないところには、国からの支援を複数のメニューで提示してはどうか。
- ・ 都道府県が独自に財政支援をするのは現実には困難で、国の財政支援が必要。

- 都道府県や広域連携を行う水道事業者が実効性のある計画を作るには、広域化に際して必要な施設整備や料金システムの構築に対する財政的支援の後押しが必要ではないか。
- 統合にはイニシャルコストがかかるため、協議が整った際の統合に向けた事前の調査や人のやりくりも含めて、国からの補助が重要。
- 広域連携は、都道府県が調整役を担ったうえで拠点都市を軸に進めることが重要で、そこへどういう支援ができるかを議論すべき。
- 人が少なく広い地域の事業者との統合も進めていけるような支援が必要ではないか。
- 広域化の推進は、単年度ではない長期的な財政支援の枠組みが重要。

## ○ 都道府県の定める「水道事業基盤強化計画（仮称）」・広域連携を行う事業者の定める「広域連携推進計画（仮称）」について

（主な意見）

- ・ 水道事業基盤強化計画は、都道府県が一方的に先に策定し、市町村に従ってもらうものではない。
- ・ 地域の実情に即した形で多様なあり方を認めるべきである。
- ・ 都道府県が計画を策定しても、実現するには何年もかかるため、人事異動や首長の交代により広域化が頓挫しない方策が必要ではないか。
- ・ 「広域連携推進計画」は義務づけなければ実効性を伴わないのではないか。
- ・ 「広域連携推進計画」は「水道事業基盤強化計画」を受けて策定されるものであるのか、明確にする必要がある。
- ・ 「水道事業基盤強化計画」について、更新・耐震化の促進については、まずは水道事業者自身で考えることであり、都道府県の役割として計画的な更新・耐震化の促進をどこまでできるのか。

- ・「広域連携推進計画」においては、計画的更新や耐震化についても入れ込むべきである。
- ・「水道事業基盤強化計画」には、経営に関する内容も記載が必要ではないか。

## ○ 協議会について

(主な意見)

- ・ 都道府県が主導して協議の場を設けることは賛成で、法的裏付けがあるとよい。
- ・ 市町村と都道府県は対等であり、市町村と十分話し合いながら、都道府県が音頭をとって協議の場を設けることは重要。
- ・ 特に小規模事業者に対して目が行き届くよう、都道府県は協議の場を必ず設けることとすべきではないか。
- ・ 協議会の構成員には、学識経験者だけでなく、利用者や民間も含め、幅広い関係者を集めるべきではないか。
- ・ 協議会は、法定とする場合、首長級で構成することも想定されるのではないか。

# アセットマネジメントの推進について

## <水道施設台帳の整備について>

(主な意見)

- 住民や水道事業者自身が水道の状況を認識するために、施設台帳の整備は法律での義務付けが必要。
- 台帳の整備やアセットマネジメントの実施は、広域化の促進にもつながるものと考えられることから、法律による義務付けや財政支援などの促進策が必要。特に多くの簡易水道については、固定資産台帳が整備されていないことにも留意しなければならない。
- 過去の資料がない場合の、データ収集方法等については、柔軟な対応策を考えるべきではないか。
- 台帳整備においては、状況を開示し、住民も参加して行うことのできる仕組みがあるとよいのではないか。
- データ収集のための調査は、外部の民間コンサルタントに頼ることになると考えられることから、そのための支援が必要。

- 全ての水道事業者において、最低限の台帳整備は必要であり、整備は義務付けるべきであるが、現状の整備状況は事業者間で差が大きいのではないかと考えられる。特に小規模の事業者においては、単に義務付けるだけでは整備は難しいと考えられるため、支援策もセットで考える必要がある。
- 台帳整備に当たっては、人的支援が有効だと考えられるが、総務省でも「公営企業経営支援人材ネット」事業が開始されており、厚生労働省でも人的支援を整備するに当たっては、事業者がどちらも有効に活用できるよう総務省と連携をとってほしい。
- 人員の予算的余裕のない中小規模の水道事業者の中に、簡易水道事業者も含まれることを明示してほしい。
- 台帳は、整備自体が目的ではなく、長期的な活用や日々の維持管理への活用が重要であり、そのあり方は事業者毎に違うと考えられるため、実態に見合ったものを検討する必要がある。
- 事業者毎に保有しているデータが異なることに配慮する必要がある。
- 台帳整備に当たっては、最低限の記載内容等、実際に整備をする上でどう進めたらよいか、厚生労働省から示すことが必要ではないか。

## <施設の維持修繕・点検について>

(主な意見)

- ・ 管路・仕切弁・栓などの点検結果も実態把握のための重要な要素。
- ・ 管路については、管種や埋設状況だけでなく、管路の重要度や長寿命化の視点も入れて更新時期を考えるべきではないか。
- ・ 施設の維持修繕・点検を行うに当たっては、施設の重要度に応じて簡略化ができるようにするなどし、小規模事業者でも実施できるための配慮が必要ではないか。
- ・ 水道施設の維持修繕・点検の結果については、経時的な変化を含んだデータを、次期点検ではなく次期更新まで保存するべきである。

## <更新需要や財政収支の見通しに基づく計画的な更新について>

(主な意見)

- 水道事業は、管路の更新投資の観点から、40～50年の中長期的なスパンで事業計画を検討する必要があり、アセットマネジメントの更新需要の試算結果を経営に活かしていないのは問題。
- 法的な位置付けも含めて、水道事業者にもっと経営という意識を持ってもらう必要がある。また、住民や市町村議会にも、経営という感覚を持ってもらえるよう、都道府県や国から意識付けをしていかなければならないのではないか。
- 水道事業者が自らの経営診断を実施した上で、都道府県が、経営診断の結果を見て、必要な指導・助言を行うといった仕組みが適切ではないか。
- 小規模事業者と大規模事業者では、施設の計画的更新の基準が異なるのではないか。
- 大規模事業者が小規模事業者を引き受けるに当たっては、施設整備の状況や施設の更新需要等が明らかになっていないと、責任を持って引き受けづらくなってしまふことから、広域化の推進のためにもアセットマネジメントは重要である。
- アセットマネジメントだけを単独に取り出して義務付けても、水道事業者は対応できないのではないか。財源の裏付けや、財政支援とセットで考える必要がある。

- アセットマネジメントが最終的にどういう効果を持つのかが、水道事業体に理解されていないことが一番の問題。職員に、アセットマネジメントは、10年単位の正確な財政計画などに結びつけると大きな効果があることを理解させる必要がある。そのためには、都道府県単位で研修会を実施するべきであり、その財政支援が必要ではないか。
- 小規模な事業体ほど職員が足りず、アセットマネジメントまで手が回らない傾向があることから、アセットマネジメントを実施できる環境をうまく整えることが必要。
- 特に小規模事業体において、アセットマネジメントの重要性を理解させるための意識啓発を国でも考えてほしい。
- 小規模事業体において、実際の更新に活用できるアセットマネジメントの試算をするためには、コンサルタント等の活用が重要であり、参考となる具体例があるとよい。
- アセットマネジメントの適切な実施のためには、特に小規模事業体においてマンパワーの問題を第一に解決する必要がある。
- 台帳整備さえ不十分な事業体にとっては、アセットマネジメントが義務付けられても実施できないので、本来義務付けする必要があると考えるが、努力義務でもやむを得ない。支援策なども活用し、実施できる範囲で義務付けていかざるを得ないのではないか。
- 簡易水道事業者においては、台帳の未整備や、人員不足といった事情が考えられるため、財政支援が必要であり、これにより取組の底上げが図れるのではないか。

- ・ 台帳整備やアセットマネジメントはあくまでも手段であるが、最終目的である水道施設の維持更新のための、将来の財政計画や投資計画の策定に繋がられる前提の支援を行う必要がある。
- ・ 人口減少が進むのは中小事業体からであり、中小事業体においては、台帳整備やアセットマネジメントを、スピード感と危機感を持って行う必要がある。

## <更新需要や財政収支の見通しの公表について>

(主な意見)

- ・ 水道については、経営、水質、施設管理において、きちんとデータが収集され、公開されるような仕組みがあるとよい。
- ・ 水道施設の維持管理に住民は関心を持ちにくいだが、計画的に資金を投じて維持管理・更新しなければならないことを分かりやすく示し、住民の理解を得ながら進めることは重要。こうした観点から、アセットマネジメントの公表義務付けは重要。
- ・ 水道は本来住民のコントロールが効くことになっているが、安全な水は得られて当然と思われがちで、危機意識はなかなか伝わらない。住民に水道の今後を考える機会を多く発信し、危機感を共有してもらうことが重要。集中的に関心と呼ぶための広報が必要ではないか。
- ・ アセットマネジメントのデータ公表は重要だが、利用者目線でいえばそのようなデータよりも、料金がどうなるかという部分の方が興味を引くと考えられることから、データの開示方法に工夫が必要ではないか。近隣事業者の状況は互いに関心が高く、例えば都道府県でデータを取りまとめて展開するような方法もあるのではないか。データの開示は、誰に対してどのように行うのかを方向性として定めることが必要。

- 本来は更新需要や財政収支の見通しの公表を義務化すべきだが、実態を考えると努力義務になるのはやむを得ないと考えられる。総務省の経営戦略の公表をもって代えることができるということであれば、その説明を丁寧に行う必要がある。

# 水道料金の適正化について

## ○ 持続可能な水道を保つための水道料金を算定するために必要な要素・方策について

### <料金算定について>

(主な意見)

- ・ 水道料金の算定においては、衛生基準を適切に保つという視点を外してはならない。
- ・ 適切な水道料金の設定に向けて、第三者の視点から本来必要な水道料金の水準が示されるような仕組みがあってもよい。
- ・ 料金とは、サービスに対する対価であり、かかったコストを負担する必要があることを明確にすることが重要である。
- ・ 適切な水道料金の算定には、人口予測が重要になるが、市町村は将来の人口を多めに見込みがちである。中長期的な更新需要と財政収支の見通しに当たっては、適切な人口予測が不可欠であることについての言及も必要ではないか。
- ・ 将来にわたり安全な水を供給するという水道サービスの質に見合った料金体系が設定されるべきである。

- ・ 料金収入の減少の原因としては、単純な人口減少だけでなく、高齢化で原単位が減少し、従量料金の支払いが減少していることもある。この事実も踏まえた、料金体系のあり方を考える必要があり、例えば将来的には定額制の導入も考えられるのではないか。

## <資産維持費について>

(主な意見)

- ・ 水道が供給されなくなる状況を避けるため、料金原価への資産維持費の算入は必要。
- ・ 日本水道協会では、資産維持費として対象資産の3%を標準とすることを示しているが、住民や議会との関係等から、実際に3%を見込んでいるところは少ない。考え方や定量的な目標を示されると、段階的にでも資産維持費の算入に向けて各事業体は動きやすくなるのではないか。
- ・ 資産維持費の設定方法については、社会環境等で変わってくると考えられ、自治体毎にも変動すると思われることから、一定の幅を持たせてはどうか。
- ・ 資産維持費の考え方は、地域の実情や経営状況、資産規模等にも左右されるものではないか。
- ・ 小規模事業体においても資産維持費について理解を促し、導入を促進するため、何らかのメルクマールを導入するべきではないか。

- ・ 資産維持費導入のためのガイドラインを作してほしい。

## ＜料金の見直しの議論について＞

(主な意見)

- ・ 水道料金の改定を何十年も行っていない事業体においては、改定作業のノウハウがないことも課題の一つ。
- ・ 3～5年毎の料金の見直しについては、10年、20年スパンの財政推計や経営状況を明らかにした上で行うべきもの。
- ・ 料金の適正化については、将来の見通しと広域化と併せて検討すべき。

## ○ 持続可能な水道を保つための水道料金の設定に関する関係者の理解の醸成について

(主な意見)

- ・ 水道は生活に必須のものであり、低廉と同時に適正であることが両立されねばならない。
- ・ 市民がまちづくりと共に水道について考えていくために、水道料金や水道の仕組みについて、市民が理解するための方策を考える必要がある。
- ・ 現行の料金水準が、水道事業を持続するためには不十分であることを、マスコミも活用しながら住民に理解してもらうことが最も重要。コンセッションを導入する際も、住民は民間の活用で水道料金は下がると思いがちであり、水道料金があるべき姿になっていないことを十分に説明する必要がある。
- ・ 減価償却だけでなく、資産維持費についても、更新のための費用として積み上げる必要があることを、住民にしっかり説明する必要がある。
- ・ 出前講座なども行いながら、水道の現状を住民に丁寧に説明していく必要がある。
- ・ 10年20年先を考えながら、住民に丁寧に説明し理解を得た自治体の事例を展開し、住民と一緒に考えていく形を作してほしい。

- 住民からすると、水道には蛇口から出てくる水のイメージしかなく、その背景にある施設のことは分からない。水道事業者が情報公開すべき事項は既に定められているが、その中身をより細かく、具体的に示すことにより、住民の水道への理解が深まり、料金設定に対して納得してもらえるようになるのではないか。
- 水道料金の設定について、国や都道府県が中立の立場から助言・指導する仕組みが必要ではないか。
- 水道の持続のために料金値上げは不可避であるということを、国が様々な事例を示したり、マスコミを活用して資産維持費の概念の必要性を発信することにより社会全体に浸透させることで、個々の事業者が値上げを行うに際し、住民の理解が得られやすくなるのではないか。
- 中長期的な更新需要と財政収支の見通しの試算のデータをわかりやすく住民にも提示し、内容について理解を求めていくという地道な努力により、住民から見ても料金値上げが適当であるという理解が共有された上で料金の適正化が行われるべきではないか。
- 水道料金は独立採算で利用者負担であることや、料金算出の方法について、住民に理解してもらうことが重要。マスコミの力も借りつつ、必要なコストを明確にし、料金の算出根拠を発信するべき。
- 関係者の理解醸成のための試算の公表に当たっては、具体的な公表項目を規定しないと進まないのではないか。

- 日本水道協会で作成中の水道料金算定要領を解説しているマニュアルについて、水道業者等に対して国から周知してもらえると、各事業者が住民に説明する助けとなるのではないか。
- 「低廉」は、安全な水を強靱な施設で将来にわたり持続的に供給することが前提であることを、これまで市民は考えてこなかった。今後、料金値上げが見込まれる中、市民の理解を得ていくためには、「低廉」という言葉の考え方は重要なポイントとなるのではないか。
- 「低廉」という言葉が住民の料金値上げに対する理解の妨げになっているのであれば、今後の人口減少社会の中、安全安心な水道を持続するために必要な費用は住民で負担する必要があるというメッセージを込めた文言に変更することも考えるべきではないか。
- 市町村が水道料金を改定しようとするれば、住民やマスコミは、規模等が近い他の市町村と比較するため、全体的に料金改定に消極的になりがちであることも問題である。

## ○ 民間企業が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法について

(主な意見)

- ・ 将来民間事業者が参入するためには、水道料金の設定に関するルールの明確化が重要。
- ・ 利益として計上されると、納税の必要が生じるため、資産維持費の会計上の取扱いを明確にしてほしい。
- ・ 民間企業が水道事業を経営する場合は、総括原価に配当金を含め、営業費用に法人税等を含めるとするのは当然取り入れるべき考え方であり、資産維持費についても確実に算入される仕組みとするべきである。
- ・ 資産維持費の算入について、裏付けとなる法的な根拠があるとよい。
- ・ 料金についても強い監督権限を有しているイギリスのオフワットに倣うなどし、弁護士や公認会計士など外部の専門家も活用しながら、料金に係る事前協議ができるための中立機関を作るとよいのではないかとよい。

## 指定給水装置工事事業者制度について

### ○ 指定に一定の有効期間（更新サイクル）を設けるべきではないか。

（主な意見）

- ・ 更新制度の創設は必要であり、更新期間は5年間程度が適当と思われる。
- ・ 事業者の事業実態を把握する方法として、更新制を導入するのがよい。
- ・ ある時期に一斉に更新の申請がなされ、水道事業者はその時期だけ手続に係る事務負担がかさむこととならない運用とするべき。
- ・ 更新の際の申請書の様式を統一するなど、良好な工事事業者にとって過度な負担とならない更新制度となるよう運用面に留意するべき。
- ・ 更新時における優良工事事業者の表彰制度や、ポイント制の導入など、工事事業者が意欲的に取り組める仕組みも検討すべきではないか。
- ・ 主任技術者の研修受講状況、配管技能者の配置状況等を確認するのであれば、様式に明記してほしい。

## ○ 水道利用者への情報提供のあり方と更新時確認事項の活用

(主な意見)

- ・ 利用者の利便性向上の観点から、事業者選定のポイントや、契約に当たり確認すべき情報、トラブル発生時の対処等に関して、情報提供を充実させることが必要ではないか。
- ・ 指定を受けた工事事業者が給水装置の工事をするものであるという情報が、利用者に対してあまり伝わっていないのではないか。こうした観点を踏まえた、水道工事の情報提供の充実が必要である。
- ・ 修繕対応に関する緊急連絡先や対応時間について、詳細にリスト化して提供されると、利用者としては安心感がある。消費生活センターと水道事業者の連絡先等について、ステッカーやリーフレット、ウェブサイトなど、地域ごとに工夫してもらいながら情報提供を充実させてほしい。
- ・ 指定工事事業者がある事業者から指定取消を受けた場合、他の事業者の住民もその情報を確認できる仕組みがあるとよい。
- ・ ある市でトラブルがあつて指導を受けた工事事業者が、隣の市では通常どおり営業できるという状況があることから、指導を受けたことに関する情報共有の仕組みがあるとよい。

## ○ 研修・講習会の内容、受講しやすい環境の整備

(主な意見)

- ・ 配管技能者の配置促進、技能者の養成、新任技術者の講習会受講については、実効性を担保する方策を検討すべき。
- ・ 最新の技術や規制基準等を学ぶ必要もあることから、主任技術者の再講習を義務化すべきであり、実効性のある受講促進策を講じてほしい。また、再講習受講が、受講者の負担にならないよう、受講機会を複数回設けることや、通信教育を採用する等の配慮をしてほしい。

## ○ その他

(主な意見)

- ・ 配水管から分岐する部分の工事を実際に行う技能者の要件を可能な限り明確にし、法令か各水道事業者の供給規定に明記すべき。

## 熊本地震について

### (主な意見)

- 中小規模の水道事業体は概して技術者が少なく、施設が破壊されると、どう復旧させるか計画もできない状況となるため、ある程度の技術者を確保できる体制が、今後はより必要になると考えられる。
- 技能者・技術者の技術継承や人材育成に力を入れないと、速やかな復旧・給水等ができない。
- 規模の大小により、災害時の対応に格差が生じていることも踏まえると、災害対応能力の確保の観点からも、広域連携は重要であるといえる。
- 自らが被災した場合の支援を受け入れる際の手引き(マニュアル)を作るべきではないか。
- 「地震等緊急時対応の手引き」をきちんと読んでもらうためにも、訓練を実施することが必要。
- 災害時にどう連携するかについて、日頃から市町村間・県でマニュアルを作っておくことが大事。
- 日本水道協会に加入していない簡易水道や民営の水道事業への支援の仕組みについて、今後考えていくべき。